

地下水等利用専用水道に関する Q&A （目次）

（定義）

Q1 吹田市水道条例（以下「条例」という）の対象となる「地下水等利用専用水道」とは何ですか？

（条例に基づく義務）

Q2 地下水等利用専用水道の設置者がしなければならないことは何ですか？

Q3 条例第34条の2及び第34条の3の主旨は何ですか？
なぜ水道部との事前協議や水道部への届出が必要なのですか？

Q4 事前協議や届出をしなければ、どうなりますか？

（助言・指導等に基づく対応）

Q5 助言や指導等に基づく対応とは、具体的にどんなことですか？

Q6 設置届出（様式第2号）提出時、市水の滞留防止対策や市配水管への逆流防止対策等を実施できていない場合はどうなりますか？

（届出の詳細）

Q7 設置計画書（様式第1号）と設置届出書（様式第2号）の給水量について、「全使用水量」とは何を指していますか？

Q8 変更・廃止届出書（様式第3号）の提出が必要となるのはどんな時ですか？

Q9 届出の代表者が変わった時も変更届出書（様式第3号）の提出が必要ですか？

Q10 市水の受水増量届出書（様式第4号）の提出が必要となるのはどんな時ですか？
また、増量の何日前までに提出する必要がありますか？

Q11 各種届出は、どこに、どのような方法で提出すればよいですか？

地下水等利用専用水道に関する Q&A

(定義)

Q1 吹田市水道条例（以下「条例」という）の対象となる「地下水等利用専用水道」とは何ですか？	A1 以下の要件の両方に該当する施設が対象となります。 (1) 水道法第3条第6項に規定する専用水道であること。 (2) 飲料用に地下水等を浄水処理し、その処理水を市水（水道水）と混合して利用できる構造であること。 ※例えば以下の場合は、本条例の対象となりません。 ・地下水等を飲料用に浄水処理せず、雑用水等として使用する場合。 ・地下水等を飲料用に浄水処理しているが、市水と混合していない場合。
---	---

(条例に基づく義務)

Q2 地下水等利用専用水道の設置者がしなければならないことは何ですか？	A2 <u>(1) 事前協議及び設置、変更等の届出</u> 地下水等利用専用水道の設置時及び変更、廃止時等に協議・届出が必要です。(条例第34条の2、条例第34条の3第1項・第2項) <提出書類> ・事前協議時：地下水等利用専用水道設置計画書（様式第1号） ・設置時：地下水等利用専用水道設置届出書（様式第2号） ・変更、廃止時：地下水等利用専用水道設置変更・廃止届出書（様式第3号） <u>(2) 市水増量使用時の事前届出</u> 市水の受水を著しく増量して使用することで起こる可能性がある他の市水利用者への給水障害（赤水・出水不良等）を防止するために届出が必要です。(条例第34条の3第3項) <提出書類> ・市水の受水増量届出書（様式第4号）
Q3 条例第34条の2及び第34条の3の主旨は何ですか？	A3 地下水等利用専用水道の設置者と施設周辺の市水利用者の水質保護を目的としています。

なぜ水道部との事前協議や水道部への届出が必要なのですか？	・水道法では、専用水道の管理について、設置者が施設の適正な管理を図るために必要となる施設の衛生管理、施設管理、水質管理などの項目が定められています。 ・また、本市健康医療部では、水道法に基づき専用水道の設置者が給水を開始しようとする時や施設を設置・変更・廃止しようとする際の届出、水質検査の実施や各種報告の提出を義務付けています。 ・専用水道設置者のうち、地下水等と市水を混合して使用する地下水等利用専用水道設置者が使用する混合水は、受水槽を介して市の配水管等の水道施設と接続されており、市水（市の供給する水道水）への影響を未然に防ぐ必要があるため、水道部との事前協議や届出を義務付けています。
Q4 事前協議や届出をしなければ、どうなりますか？	A4 ・水道部との事前協議をしなければ、健康医療部衛生管理課の「専用水道布設工事確認通知」が了承されません。 ・事前協議や届出は、条例（第34条の2及び第34条の3）に基づく義務です。事前協議や届出をされない場合は、過料の対象となります（条例第40条）。また、給水停止等の措置を取らせていただくこともあります（条例第37条）。

（助言・指導等に基づく対応）

Q5 助言や指導等に基づく対応とは、具体的にどんなことですか？	A5 <u>(1) 市水の滞留防止対策</u> 市水の受水量を著しく減らすことで起こる可能性がある給水管内での市水の滞留防止対策に必要な維持管理が必要です。 （条例第34条の2第2項、条例施行規程第36条（1）） <u>(2) 市配水管への逆流防止対策</u> 混合水や地下水等の処理水が市配水管に逆流することを防止する対策（逆止弁・市水単独水槽の設置、混合水槽流入管・越流管等の仕様変更）が必要です。 （条例第34条の2第2項、条例施行規程第36条（2））
Q6 設置届出書（様式第2号）提出時、市水の滞留防止対策や市配水管への逆流防止対策等を実施できていない場合はどうなりますか？	A6 意見書に記載して、遵守するよう指導していきます。

(届出の詳細)

Q7 設置計画書(様式第1号)と 設置届出書(様式第2号)の 給水量について、 「全使用水量」とは何を指していま すか？	A7 「市水から供給を受ける水量」と「地下水等処理水量」を合わせた水量 のことを指します。
Q8 変更・廃止届出書(様式第3号)の 提出が必要となるのはどんな時 ですか？	A8 以下のいずれかに該当する場合、様式第3号の提出が必要となります。 (1) 設置届出時等の水量を概ね5割以上変更する時 (2) 地下水等の増量により市水が滞留する恐れがある時 (3) 地下水等の処理方法を変更する時 (4) 市水補給制御方法を変更する時 (5) 逆流対策を変更する時 など
Q9 届出の代表者が変わった時も 変更届出書(様式第3号)の提出 が必要ですか？	A9 届出者が法人の場合、代表者の変更による変更届の提出は不要です。 所有法人が変わった場合は変更届の提出が必要となります。
Q10 市水の受水増量届出書(様式第4 号)の提出が必要となるのは どんな時ですか？ また、増量の何日前までに提出 する必要がありますか？	A10 ・メンテナンスなどで当該水道施設での浄水処理を1日以上停止するこ とにより地下水等処理全量分を市水で補給する時に提出が必要となり ます。 ・周辺配管の洗管が必要な時があるため、原則7日前までに提出をお願い します。7日前までに電話で水道部へ連絡の上、届出書を提出すること も可能です。 ・急な故障による時は直ぐに連絡していただき、その後に届出書を提出し てください。
Q11 各種届出は、どこに、どのような 方法で提出すればよいですか？	A11 直接持参、郵送、電子メール等で 吹田市水道部工務室給水相談グループへ提出してください。 〒564-8551 吹田市南吹田 3-3-60 TEL : 06-6384-1371 Mail : w-koum@city.suita.osaka.jp